

研究成果報告 1

特殊教育情報の収集と活用における個人情報の取り扱いに関する全国調査 (平成11～12年度)

わが国では現在、全ての都道府県に情報公開制度があり、平成11年5月には国の行政文書を求めに応じ原則公開する「情報公開法」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)が成立しています。一方、「個人情報保護法」については、昭和63年に行政機関における電子化された情報を対象に法制化され、多くの地方自治体において個人情報保護条例が制定されてきました。このような趨勢の中で、各都道府県の特教育センター等は、個人情報の取り扱いに関して多くの課題を抱えていると考えられます。特殊教育分野における個人情報の取り扱いの在り方に関する今日的課題を報告します。

【報告者】 独立行政法人国立特殊教育総合研究所

情緒障害教育研究部主任研究官 大柴 文枝

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

情報教育研究部室長 渡邊 章

特殊教育情報の収集と活用における個人情報の 取り扱いに関する全国調査について

I. 調査の趣旨及び目的

特殊教育推進の中心機関である各都道府県及び政令指定都市の特殊教育センター等においては、研修、教育相談、研究及び普及等の業務を通して情報の公開及び提供が行われている。一方、情報の公開及び提供をすすめる際には、個人情報の保護に配慮することが必要で、各センター等においては個人情報の取り扱いが重要な課題の一つになっていることが推察される。

この調査の目的は、各特殊教育センター等が個人情報の取り扱いに関して、どのような配慮を行っているのかについてその現状を明らかにし、各センター等の業務に資する資料を提供することにある。

II. 方 法

1. 調査方法：質問紙を用いた郵送によるアンケート調査
2. 調査期間：平成 11 年 11 月 16 日付けで発送し、平成 11 年 12 月 22 日を調査回収の締切りとした。
3. 調査対象：本調査は、全国の 47 都道府県及び 12 政令指定都市が設置する特殊教育センター等 59 機関を対象として調査票を送付した。
4. 調査項目：調査項目については、特殊教育情報センター研究開発部門研究開発室で作成し、3 つの特殊教育センター指導主事に予備調査を実施（平成 11 年 10 月 1～31 日）した。その結果に「個人情報の保護」の問題に詳しい研究協力者 1 名の意見を加味して調査項目を修正し、調査用紙を作成した。

本調査の調査票は、1) センターが所蔵及び収集している個人情報を含む資料、2) 個人情報を含む資料の保管と廃棄、3) 収集した個人情報を含む資料の提供、4) 個人情報の取り扱いに関する都道府県または政令指定都市の条例、教育委員会規則、センター規則またはガイドライン、5) 研修事業で取り上げている『個人情報の取り扱いに関する内容』について、6) センター職員を対象とした学習会や研修会、7) 情報公開や個人情報保護についての検討事項、の調査項目から構成されていた。そして、調査項目の 1)、2) 及び 3) については、教育相談、就学相談、研修、研究、センター発行の刊行物、学校等の刊行物、その他の資料の 7 つの領域について、自由記述による回答を求めた。

5. 回収率：58 機関から回答があり回収率は 98.3%であった。

III. 調査結果の概要

1. 所蔵及び収集している資料

(1) 教育相談について

教育相談関係資料を所蔵・収集している機関は 54 機関であった。また、所蔵・収集資料の総数は 117 で

あった。本調査で個人情報を含む領域として設定した7つの領域において、教育相談関係資料は、所蔵・収集している機関および資料数が最も多い領域であった。

教育相談関係資料では、「来所相談」に関する資料が最も多く98で、「巡回相談・訪問相談」や「電話相談」に関する資料を所蔵・収集している機関もみられた。また相談業務の管理に伴う資料を所蔵・収集している機関もみられた。

「来所相談」に関する資料では、「相談記録・面接記録」を所蔵・収集している機関が43機関あり、最も多かった。「相談記録・面接記録」に記載している情報は、保護者や学級担任等からの聞き取り、子どもの観察から収集している。

(2) 就学相談について

就学相談については、「教育相談資料と同じ」と回答している機関と、就学相談固有の資料を所蔵・収集している機関がほぼ同数で、後者は17機関であった。また、就学相談に関与していないと見なせる機関は、記入のなかった機関を含め22機関であった。

就学相談固有の資料としては、教育相談の場合と同様で「相談記録」と回答している機関が多かった。就学相談では、市町村教育委員会が設けている就学指導委員会のメンバーからの聞き取りも、記載情報に含まれているという回答がみられた。

(3) 研修について

研修関係資料を所蔵・収集している機関は45機関で資料の総数は73であった。

研修関係で所蔵・収集している資料では、研修会や講習会等で受講者や発表者が報告用に作成した資料が最も多く、37機関で保有していた。次に多い資料は、研修業務に係る資料で、受講者の申込書・名簿・出席簿や講師に関する文書であった。

(4) 研究について

研究関係資料を所蔵・収集している機関は40機関で資料の総数は59であった。

研究関係で所蔵・収集している資料としては、研究報告書・研修報告書・研究紀要といった刊行物が多かった。

(5) センター発行の刊行物について

センター発行の刊行物で個人情報を含む資料を所蔵・収集している機関は37機関で資料の総数は54であった。センター発行の刊行物で所蔵・収集している資料としては、研究紀要を回答している機関が多かったが、次いで所報（センター通信）が多かった。所報（センター通信）では、授業風景や子どもの作品の写真を掲載しているという回答がみられた。

(6) 学校等の刊行物について

学校等からの刊行物で個人情報を含む資料を所蔵・収集している機関は46機関であった。所蔵・収集資料として記載された資料の総数は93で、教育相談関係資料に次いで多かった。

学校等からの刊行物で所蔵・収集している個人情報を含む資料としては、学校の研究紀要を33機関、次いで学校要覧を22機関が回答している。

(7) その他の資料について

その他の資料で個人情報を含む資料を所蔵・収集している機関は23機関で、保有する資料の総数は29であった。その中では、実践研究の掲載されている雑誌を所蔵・収集している機関が多く、図書室等で購入している。雑誌以外では、進路に関わる資料や、電子化されている情報についての回答がみられた。

2-1. 資料の保管

(1) 教育相談・就学相談について

教育相談関係の資料は、全調査協力機関の9割余りの機関で保管していた。就学相談に固有の資料を保管している機関は、全調査協力機関の3割に近い機関で、他の多くの機関は、教育相談関係資料と同様の取り扱いであった。

相談関係資料は、1機関を除いた全ての機関において、ファイル形式で保管されている。ファイル方法は、相談の形態別、年度別、50音別、市町村別、学校別、相談担当者別、個人別等資料の種類により異なっている。

また相談関係資料は、8割前後の機関が所定のロッカーで保管している。そして、4割前後の機関がロッカーあるいはロッカーの置かれている部屋に施錠しているという回答であった。相談関係資料やロッカーの鍵の管理者を定めている機関は、4割の機関であった。

(2) 研修について

研修関係の資料は、全調査協力機関の7割半ばの機関で保管しているという回答であった。これらの資料は、4割前後の機関がファイル形式で整理し、ロッカーで保管している。また、ロッカーに施錠している機関は4機関であった。

(3) 研究について

研究領域の資料は、研修関係の資料と同じく、全調査協力機関の7割半ばの機関で保管していた。研究領域の資料は、研究紀要や研究報告書等の刊行物として図書室や資料室等の開架書庫で保管している機関が4割余り、研究室等のロッカーで保管している機関が3割近くであった。また、研究協力校から収集した資料等を、ファイル形式で研究室に保管しているという回答が1割の機関でみられた。

(4) センター発行の刊行物について

センター発行の刊行物は、調査協力機関の5割半ばの機関で保管していた。図書室や資料室で保管する機関がほぼ4割、研究室等での保管が1割半ばであった。これらの資料については、開架書庫で保管していて自由に閲覧できるという回答が、2割半ばの機関でみられた。

(5) 学校等の刊行物について

学校等からの刊行物は、調査協力機関のほぼ8割の機関で保管している。これらの資料は、図書室や資料室で保管する機関が5割、研究室で保管する機関が2割余りであった。また、開架書庫で保管している機関が3割半ば、閉架書庫で保管している機関が2機関あった。閲覧に関しては、自由に閲覧できる機関が4割半ばであった。一方、閲覧できる人を教育関係者や所員に制限している機関、閲覧するための手続きや申し込みを必要としている機関は、合わせて1割であった。

(6) その他の資料について

その他の資料としては、実践研究掲載の雑誌等が、図書室等の開架書庫で自由に閲覧できるようになっていないと回答している機関が、調査協力機関の 2 割半ばであった。また、進路職能援助事業に関する資料について、当該事業の担当室長が施錠したロッカーで管理しているという回答がみられた。

2-2. 保存年限と廃棄方法

(1) 教育相談について

教育相談関係資料の保存年限・廃棄方法についての回答は、54 機関からあった。本調査で個人情報を含む資料の保存年限・廃棄方法について設問した 7 領域で、教育相談資料に関する回答が最も多かった。教育相談資料について、保存年限を「定めている」機関は 38 機関で、回答があった全機関の 6 割半ばに当たる。そして、保存年限を「定めていない」機関と「永久保存」の機関は併せて 16 機関、3 割弱であった。保存年限を定めている 38 機関では、相談記録等の保存年限を、相談終了後 5 年間と設定している機関が最も多く、17 機関であった。

廃棄方法については、保存年限を「定めている」38 機関の全てが定めていた。シュレッダー裁断が 23 機関、次いで焼却が 8 機関であった。

(2) 就学相談について

就学相談関係資料の保存年限・廃棄方法についての回答は、35 機関からあった。保存年限を「定めている」機関は 25 機関であった。別の 1 機関では、個人調査票以外の記録は、各回の面接終了ごとに破棄するという回答であった。

相談記録等の保存年限については、相談終了後 5 年間と設定している機関が最も多く、12 機関であった。これは教育相談関係資料と同様であった。

廃棄方法は 20 機関から回答があり、シュレッダー裁断が 14 機関と最も多かった。

(3) 研修について

研修領域の資料については、回答のあった全機関の 5 割余りに当たる 31 機関で、保存年限を定めていた。保存年限は、5 年間と定めている機関が最も多く 16 機関あり、3 割弱の機関に当たる。次いで 3 年間が多く 9 機関であった。

また研修講座で用いた個人情報を含む資料等は、講座終了時に回収・破棄しているという回答が 3 機関からあった。

廃棄方法を回答している機関は 20 機関で、シュレッダーを用いる機関が 14 機関であった。

(4) 研究について

研究領域の資料については、9 機関が保存年限を定めていたが、このうちの 5 機関では、研修室等で保存する年限であり、それ以降は自治体の公文書館や閉架式書庫で保存されているという回答であった。

その他の 4 機関では 3 年ないし 5 年を保存年限と定めていた。廃棄方法は、3 機関において焼却という回答であった。

(5) センター発行の刊行物について

センター発行の刊行物については、2機関が「理解推進広報誌」「障害児教育パンフレット」「センター要覧」「センターだより」をあげ、常時保存という回答であった。また、3機関が、資料名は不明だが、研究室あるいは図書室での保存年限を、3年あるいは5年と定め、その年限以降も、図書室あるいは倉庫で保管という回答であった。

(6) 学校等の刊行物について

学校等からの刊行物について、保存年限を定めている機関は11機関で、回答のあった全機関の2割弱であった。このうちの6機関が、学校要覧・児童生徒名簿・学校の研究紀要・教育課程について、保存年限を5年間で定めていた。

廃棄方法を定めた5機関では、3機関がシュレッダー裁断を行っていた。

(7) その他の資料について

「その他」の資料については、「進路職能援助事業に関する資料」をあげ、3年間の保存後、シュレッダー裁断、という回答が1機関でみられた。

また、教育情報ネットワークやデータベースについて記述した機関が2機関あった。電子化された情報の更新や消去については、ガイドラインを定め、それを遵守し運用していくことが、今後の課題の一つと思われる。

2-3. 電子化の内容と保存方法

(1) 教育相談・就学相談について

教育相談及び就学相談に関する情報については、「電子化していない」という回答が最も多かったが、電子化している場合は、相談者に関する個人情報を「集計・統計」のために電子化しているという回答が多かった。すなわち、教育相談及び就学相談に関する情報については、かなり目的を限定して電子化を行っているということができる。

また、保存方法については、ハードディスクに保存している機関とフロッピーディスクに保存している機関があったが、ハードディスクに保存している機関の中にはパスワードを設定してあるという回答が見られた。また、フロッピーディスクで保存している機関では、フロッピーディスクをロッカーに保管し、施錠管理しているという回答が見られた。このように、すでに一部の機関では、情報のセキュリティに配慮した取り組みを行っているということができる。

電子化された情報の取り扱いについての取り決めに関しては、「情報の取り扱いに関する責任者を決めている」という回答が多く見られた。

(2) 研修について

研修に関する情報についても、「電子化していない」という回答が最も多かったが、電子化している場合の内容としては、「講師情報」が最も多く、次いで「受講者情報・講師情報」となっていた。

また、情報の保存方法については、「フロッピーディスクに保存」しているという回答が最も多かった。

電子化された情報の取り扱いに関する取り決めについては、「部外秘としている」「講師の了解を文書で得

ている」「永年保存」「パスワード設定で管理」等の回答が見られた。

(3) 研究について

研究に関する情報についても、「電子化していない」という回答が最も多かったが、電子化している場合の内容としては、「研究紀要」が最も多かった。その他には、「学習指導実践事例」「研究会の実施要項」等を電子化している機関があった。また電子化を準備中であるという機関も2機関あった。

情報の保存方法については、「フロッピーディスクに保存」という回答が多かった。

(4) センターの刊行物について

センターの刊行物についても、「電子化していない」という回答が最も多かった。電子化している場合の内容としては、「研究紀要」「広報紙、パンフレット」「所報」等があげられていた。

電子化された情報の取り扱いに関する取り決めについては、「児童生徒の作品、写真等を掲載時は、保護者の承諾を得る。個人情報に掲載しない。」という回答を行っている機関があった。

(5) 学校等の刊行物について

学校等からの刊行物についても、「電子化していない」という回答が最も多かった。電子化を行っている場合の内容は、「学校の研究紀要の概要」や「刊行物名」を電子化しているという回答が見られた。

(6) その他の資料について

その他の資料については、電子化されている情報の内容としては、「図書資料情報」「特殊教育諸学校指導案」「進路に関する資料」をあげている機関があった。

電子化された情報の取り扱いに関する取り決めについては、「ガイドラインにより取り決めをしている」という回答や「集計データは取り扱いの責任者を決めている」という回答を行っている機関があった。

3-1. 刊行物での個人情報の公開手続き・開示請求・訂正要求

(1) 教育相談・就学相談について

教育相談で収集した個人情報を含む資料については、相談の守秘義務を厳守するため「原則として非公開」という機関が、調査協力のあった全機関の8割弱であった。

「原則・非公開」であるが、資料を刊行物等に掲載する際の手続きや配慮について回答している機関は約3割、資料を提供する際の手続きや配慮について回答している機関は1割余りであった。

就学相談に関する資料の取り扱いについては、「教育相談と同じ」という機関と教育相談の項と全く同じ回答を記載している機関を合わせ約6割であった。これらの機関以外で、就学相談に関する資料を提供する際の手続きや配慮について回答している機関は、1割以下であった。

このことは、教育相談および就学相談の資料は、「原則・非公開」としながらも、実際には教育相談で収集された資料を、事例の報告等として刊行物に掲載している機関や、就学指導等の資料等として提供している機関が、相当程度あることを示していると思われる。

これらの機関では、教育相談で収集した資料を刊行物に掲載する際に、「事前に本人あるいは保護者の同意を得る（インフォームド・コンセント）」と共に、「記述に際し個人情報を保護する配慮を行う」機関は2割であった。このいずれかを行っている機関は1割弱であった。

また、教育相談や就学相談で収集された資料を、本人や保護者以外に提供する場合の手続きや配慮は、教育相談および就学相談の双方を併せ9機関で記されていた。

なお、このうちの7機関が、保護者の希望や了解、承諾書等を必要としていることを明記している。

このことは、教育相談や就学相談で収集された個人情報の提供が、慎重に行われるようになっていることを示しているものと思われる。しかし、これは調査協力機関の1割余りにすぎない。

教育相談や就学相談の記録等について、本人からの開示請求や訂正要求があった場合の対応に関する回答は、4割余りの機関で見られた。「開示請求」に対応する機関は、“応じる”および“応じる方向”を合わせて3割であった。また「訂正要求」に対応する機関は、“応じる”および“応じる方向”を合わせ1割以下の機関であった。

(2) 研修について

研修の領域では、研修講座等で使用される個人情報を含む資料の取り扱いについて、半数に近い機関から回答があった。その他には、研修講座等の講師に関する情報や受講者データの取り扱いについて記述されていた。

研修講座等で使用される個人情報を含む資料の取り扱いについては、資料を発表したり作成する場合、また発表に際し写真やビデオ記録を使用する場合の手続きや配慮について、3割半ばの機関から回答があった。具体的な手続きや配慮としては、事前に本人あるいは保護者、学校長等の了解を得ることが2割の機関で行われ、個人が特定できないよう記述に際し配慮することが約3割の機関で行われていた。

また、研修講座等で使用した資料を講座終了後に回収・廃棄する機関が3機関、記載にあたり余分な情報を含めないよう配慮している機関が1機関あった。これらの配慮が行われている機関は少ないが、個人情報の取り扱いにおいて重要な配慮といえる。

研修領域の資料の開示請求・訂正要求への対応については、1割半の機関から、県の条例に基づき教育委員会と検討していく等の回答がみられた。

(3) 研究について

研究の領域における個人情報を含む資料の取り扱いについては、5割余りの機関から回答があった。

研究領域で特徴的なことは、執筆にあたり事前の了解を本人や保護者から得ること、個人が特定できないよう配慮すること以外に、以下のような記述がみられた。

- ・事前に協力機関や学校長から了解を得る。
- ・個人が特定できないよう配慮するが、執筆者の所属・職名・氏名は明記する。
- ・個人並びに学校名が特定できないよう配慮する。
- ・各関係機関に原稿を送り、事前に了解を得る。

これらは、個人情報を含む資料を基に、事例レポートを作成する場合ばかりでなく、調査研究の資料を基に執筆する場合におけるインフォームド・コンセントのあり方について、重要な観点を含んでいると思われる。

研究領域の資料の開示請求・訂正要求への対応については、1割余りの機関から、県の条例に基づき教育委員会と検討していく等の回答がみられた。

(4) センター発行の刊行物について

センター発行の刊行物で個人情報を含む資料を提供する際の取り扱いについては、約半数の機関から回答があった。

センター発行の刊行物である理解推進広報誌や障害児教育パンフレット、要覧へ掲載する情報は、刊行を目的とするので情報を得る段階で本人の了承を得る、子どもの作品を掲載する際は事前に保護者の了解を得るという回答がみられた。

センター発行の刊行物に関して、開示請求・訂正要求への対応について回答のあった機関は、4機関であった。

(5) 学校等の刊行物について

収集した研究紀要や要覧など特殊教育諸学校等から出されている個人情報を含む刊行物に掲載されている情報を、センター等で使用する場合の手続きについて設問した。しかし回答の多くは、収集した学校等からの刊行物の公開について、閲覧方法や閲覧者の制限、収集した資料の種類による公開・非公開の別についての記述であった。

そうした中で、学校等からの刊行物から得られる個人情報を含む資料は、資料として活用するにとどめセンターの刊行物には利用しない、という回答もみられた。

(6) その他の資料について

個人情報を含むその他の資料については、進路情報、学習指導案、教育情報データベースに関する回答があり、公開に際して個人情報を保護するための配慮として、パスワードの設定、複写の禁止、ガイドラインによる運用についての記述があった。

3-2. ネットワーク接続・情報流出防止法

(1) 教育相談・就学相談について

教育相談及び就学相談の情報に関しては、「ネットワーク接続していない」という回答がほとんどであった。しかし、少数ながら「インターネット」に接続しているという回答や「イントラネット」に接続しているという回答があった。

ネットワークに接続している場合の個人情報の流出防止法としては、「教育相談内容等の記録・資料は、ネットワークに接続した機械には残さない」「ガイドラインを設けている」等の回答があった。

(2) 研修について

研修に関する情報については、「ネットワーク接続していない」という回答が最も多かった。しかし、「インターネット」に接続しているという回答は、教育相談及び就学相談よりは多かった。その他に、「パソコン通信」や「イントラネット」に接続しているという回答もあった。

ネットワークに接続している場合の個人情報の流出防止方法に関しては、「インターネットを利用し情報提供を行っているが、個人情報については掲載していない」等の回答があった。

(3) 研究について

研究に関する情報については、「ネットワーク接続していない」という回答が最も多かった。しかし、少

数ながら「インターネット」や「イントラネット」に接続しているという回答があった。

ネットワークに接続している場合の個人情報の流出防止方法に関しては、「個人情報については掲載時に留意している」「個人情報については掲載していない」等の回答があった。

(4) センターの刊行物について

センターの刊行物については、「ネットワーク接続していない」という回答が最も多かったが、その一方で、「インターネット」に接続しているという回答もかなり多かった。

ネットワークに接続している場合の個人情報の流出防止方法に関しては、「個人情報については掲載時に留意している」等の回答があった。

(5) 学校等の刊行物について

学校等からの刊行物については、「ネットワーク接続していない」という回答が最も多かったが、少数ながら「インターネット」や「イントラネット」に接続しているという回答があった。

ネットワークに接続している場合の個人情報の流出防止方法に関しては、「個人情報については掲載していない」「個人情報についての項目はデータベース化しておらず、インターネット上では見ることができない」等の回答があった。

(6) その他の資料について

その他の資料についても、少数ながら「インターネット」「パソコン通信」「イントラネット」に接続しているという回答があった。その他の資料における「ネットワークに接続している場合の個人情報の流出防止法」については、「情報の入力時に個人情報が含まれないようにチェックしている」「個人情報については掲載時に留意している」等の回答があった。

4. 都道府県等の条例・規則・ガイドライン

今回の調査は平成11年12月時点で実施されたが、「条例・規則・ガイドライン」等を記載した機関は52機関で、全センター等の9割であった。また、自治体制定の「条例」等の記載は49機関で8割半ばであった。

自治省の調べによると、平成10年6月時点で、全ての都道府県ならびに政令指定都市において、情報公開条例が制定されている。したがって、今回の調査では、全ての「条例」等が記載されていなかったといえる。一方、教育委員会の「規則」等を制定している機関は24機関で、全特殊教育センター等の4割にあたる。

また、センター等の「規則またはガイドライン」等を作成している機関は、さらに少なく6機関で、センター等の1割である。

この調査の協力機関においては、教育委員会規則、センター規則またはガイドライン等については、都道府県または政令指定都市の条例に比べて、熟知されていると思われる。したがって、教育委員会規則、センター規則またはガイドライン等についての記載状況は、法的整備状況を比較的良好に反映していると推測される。

これらのことは、自治体レベルの法的な整備はかなりなされてきているが、教育委員会やセンター等における規則やガイドライン等の制定は、これからの課題であることを示していると思われる。

5-1. 現在行われている個人情報の講義

現在個人情報の講義を行っている機関は約半数のセンターであった。また、それらの題目や時間の設定は、センターにより様々であった。

他方、現在行っている講義の共通点としては、個人情報に関する講義のみで構成される講義はごく少数であり、情報教育、指導法及び教育相談等の講義題目で、その内容の一部として講義されていた。また、講義時間は30分から1時間30分以内が多く、講義形態は講義が中心であった。講師は、センターまたは教育委員会の指導主事、個人情報担当事務職員、及び大学教員等であった。

5-2. 今後予定されている個人情報の講義

個人情報に関する講義を増やす予定があるセンターはごく少数であり、ほとんどのセンターが現行の講義を増やす予定がないとの回答であった。また、「もし今後増やすとしたら」という設問に対しては、学校での指導に関する講義、情報教育や個人情報に関する講義及び教育相談に関する講義の回答があった。

5-3. 講義の企画及び運営上の課題

約半数のセンターから企画及び運営に関して課題となっている事項があるとの回答があった。課題の内容は17項目あり、「その他」を除き、項目数の多い順に並べると「適切な講義のあり方」、「研修講座全体の中での個人情報に関する講義の位置づけに関する事項」、「講師の選定に関する事項」であった。

6. センター職員の学習会と研修会

学習会や研修会を現在実施しているセンターは全体の約三分の一であり、今後実施する予定のセンターは、実施していないセンター全体の約1割であった。

学習会や研修会の内容は、項目数の多い順に並べると「センター業務全般の内容」、「教育相談に関連する内容」、「インターネット等の情報教育に関する内容」、「進路指導に関する内容」、「研修・研究に関連した内容」、「人権や同和問題に関する内容」であった。また、実施回数についてみると、不定期から年間15回程度の幅のある頻度であった。

(注) 本資料は、平成13年3月に発行された平成11・12年度障害のある子どもの教育指導の改善に関する調査普及事業「特殊教育情報の収集と活用における個人情報の取り扱いに関する全国調査報告書」を抜粋及び要約したものである。

MEMO